

岐阜県公報

第二千九百五十一号
平成三十年六月一日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(学校支援課) 三三九（ハシ）

告示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 三三九

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治山課) 三四〇

皆伐限度面積の公表

(同) 三四〇

道路の区域変更

(道路維持課) 三四一

公示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 三四二

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 三四二

国土調査の指定

(都市政策課) 三四三

平成三十年度における地籍調査に関する事業計画

(同) 三四三

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 三四四

落札者等に関する公示

(会計課) 三四八

交通誘導警備業務に係る一級検定の実施

(生活安全総務課) 三五〇

交通誘導警備業務に係る二級検定の実施

(同) 三五二

正誤

道路の区域変更中訂正

(道路維持課) 三三三

教育委員会規則

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会規則第十号

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年岐阜県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五人」を「十人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百九十号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 謙

1 指定興行

種 類	題 名	等	配 給 会 社 名	等
映 画	マジカル・セックス	淫ら姫の冒険	オーピー映画	
	人情フェロモン	もち肌わじつかみ	オーピー映画	
	ニコトラガール	天使な誘惑	オーピー映画	
	痴漢学園	すさまじい淫行	新 東 宝 映 画	

2 指定年月日

平成30年6月1日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を知らねど。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 謙

- 一 解除予定保安林の所在場所
瑞浪市山田町字井之沢二二〇七の九
- 二 保安林として指定された旨
土佐の流田の防備
- 三 解除の趣旨
指定趣旨の記載

岐阜県告示第百九十一号

保安林の平成三十年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）第四條の二第三項の規定により公表する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 謙

保安林区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
高 原 川	高山市（旧上室村の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域に限る。）	1,566.08	397.24
宮 川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域を除く。）	2,808.96	494.53
庄 川	高山市（旧庄川村の区域に限る。）、大野郡	1,386.23	873.42
飛騨川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）	943.41	177.81
飛騨川中流	下呂市	724.70	374.38
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	56.03	263.12
長良川上流	郡上市	997.25	543.31
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	613.91	678.72
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,668.65	1,080.39
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	167.70	395.27
木 曾 川	中津川市、恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。）	650.10	762.35
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	55.48	509.80

県道	
下石笠原線	
多治見市市之倉町三丁目 四一番一地区地内	
後	前
六・二	五・二
五・八	五・八

岐阜県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道	道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
百五十六号			大野郡白川村大字福島五九番一地区地内	後 前	二・四 三・五	七・七	

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 月 日
しまざと調剤薬局	大垣市島里二丁目一六一	精神通院	平成 三〇・六・一
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二三五〇番地七〇	同	同
ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市船橋町宮北二丁目三〇番地	同	同
なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七三七	同	同
うめま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三丁目四二六番三	同	同
ハツ草調剤薬局	本荘中ノ町十丁目二九番二	同	同
K・P・C 池田調剤薬局	揖斐郡池田町本郷九一七一	同	同
総合医療支援薬局	岐阜市切通三一一	同	同
コメノ薬局	羽島郡笠松町米野二四一一	同	同
スマイル白山薬局	多治見市白山町五丁目五一	同	同

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 月 日
訪問看護ステーション香和	海津市南濃町太田七二番地一	精神通院	平成 三〇・六・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、

同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	辞 月 日 退
明正堂薬局	羽島市竹鼻町狐穴一五六八	精神通院	平成 三〇・五・三
しまざと調剤薬局	大垣市島里一丁目一六一	同	同
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二三五〇番 地七〇	同	同
ピース薬局 ぎふはし ま店	羽島市船橋町宮北一丁目三〇番 地	同	同
なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七 三七	同	同
うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三丁目四 二六番三	同	同
ハツ草調剤薬局	本荘中ノ町十丁目二九番一	同	同
コメノ薬局	羽島郡笠松町米野二四一 一	同	平成 三〇・四・三〇

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、平成三十年四月二日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う
者の名称

調 査 地 域

調 査 期 間

郡 上 市

郡上市高鷺町鮎立、大鷺及び鷺見の一

平成三〇・三・三
一から
三〇・四・三
一まで

平成三十年度における地籍調査に関する事業計画
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成三十年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めたとので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う 者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
岐 阜 市	岐阜市加納沓井町の全部並びに加納上本町二丁目、加納朝日町一丁目、加納西丸町二丁目、加納長刀堀一丁目、加納長刀堀三丁目及び加納二之丸の一部	平成三〇・三・三 一から 三〇・四・三 一まで
高 山 市	高山市滝町、岩井町、生井町、丹生川町折敷地、清美町牧ヶ洞、久々野町、久々野、朝日町宮之前、府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	同
多 治 見 市	多治見市明和町四丁目及び明和町六丁目の全部並びに笠原町の一部	同
中 津 川 市	中津川市坂下町、付知町、下野、蛭川及び茄子川の一部	同
美 濃 市	美濃市上河和の一部	同
瑞 浪 市	瑞浪市明世町、陶町猿爪、日吉町、釜戸町及び稲津町萩原の一部	同
羽 島 市	羽島市正木町新井三丁目、正木町新井四丁目、正木町新井五丁目及び竹鼻町狐穴の全部	同
恵 那 市	恵那市三郷町佐々良木、長島町久須美、三郷町野井、武並町藤、笠置町河合、上矢作町漆原、笠置町姫栗、中野方町、明智町大田及び武並町竹折の一部	同

美濃加茂市	美濃加茂市伊深町の一部	同
土岐市	土岐市肥田町肥田、土岐津町土岐口及び泉町大富の一部	同
各務原市	各務原市鷺沼東町四丁目全部	同
瑞穂市	瑞穂市古橋の一部	同
飛驒市	飛驒市古川町信包、河合町角川、河合町新名、宮川町落合、神岡町西及び神岡町石神の一部	同
本巣市	本巣市根尾板所、屋井及び七五三の一部	同
郡上市	郡上市高鷲町鮎立の一部	同
下呂市	下呂市馬瀬名丸、馬瀬堀之内、馬瀬西村、馬瀬数河、御殿野、萩原町山之口、小坂町長瀬、萩原町羽根及び萩原町の一部	同
海津市	海津市南濃町津屋の一部	同
笠松町	羽島郡笠松町清住町、弥生町、大池町、美笠通一、美笠通二、美笠通三、瓢町、友楽町、東陽町、春日町、常盤町、如月町及び中川町の全部	同
垂井町	不破郡垂井町梅谷の一部	同
大野町	揖斐郡大野町大字下礪及び大野町大字下方の一部	同
池田町	揖斐郡池田町草深、小寺及び山洞の一部	同
坂祝町	加茂郡坂祝町黒岩の一部	同
富加町	加茂郡富加町高畑の一部	同
川辺町	加茂郡川辺町石神及び西橋井の一部	同
白川町	加茂郡白川町黒川及び河岐の一部	同
東白川村	加茂郡東白川村越原及び神土の一部	同
御嵩町	可児郡御嵩町伏見の一部	同
白川村	大野郡白川村大字飯島の一部	同

白川町 加茂郡白川町上佐見、広野、和泉、河同
 森林組合 東及び黒川の一部

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	平成 三〇・三・三	年月日	役名	氏名	住居	所
金谷井水 土地改良区	理事		藤井光雄		岐阜市上西郷四丁目	五四番地
土岐地 改良区			春日井久司		同	四一九番地
同			神山正昭		岐阜市中西郷六丁目	一〇七番地
同			西垣一男		同	四丁目
同			高橋昇		同	四一四番地
同			黒田秀昭		岐阜市下西郷	八二番地二
同			川島幸美津		同	一九一番地
同			福地正二		岐阜市下西郷五丁目	四〇番地一
同			青木建夫		中西郷七丁目	一四八番地
同			棚橋真次		上西郷二丁目	一六一番地二

就任した役員

土地改良区	平成 三〇・四・一	年月日	役名	氏名	住居	所
金谷井水 土地改良区	理事		遠山道夫		岐阜市上西郷一丁目	八〇一番地
同			棚橋辰雄		同	一八四番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地区	平成	理事	清水昭則	岐阜市長良福泉	七二番地
中濃用水	三〇・三・二四	同	末次稔	若福町	二四番一四号
岐阜土地改良区	三〇・三・二四	同	辻敏朗	八代二丁目	二二番三号
同	同	同	正木幸雄	福光東二丁目	七番一〇号
同	同	同	毛利成男	太平町二丁目	七番地
同	同	同	栗原修司	栗野東二丁目	一四一番地
同	同	同	林壽	三田洞	一〇五番地二
同	同	同	森通雄	栗野西六丁目	三九〇番地
同	同	同	神谷泰博	岩崎	五四四番地一
同	同	同	長谷川恭弘	岩崎三丁目	四番一七号
同	同	同	川島敏雄	打越	五六三番地
同	同	同	内藤信義	同	二六一一番地
同	同	同	杉本宜永	城田寺	一八四二番地
同	同	同	神谷忍	岐阜市上土居三丁目	七番五号
同	同	同	川島隆	打越	六五四番地

同	同	同	鷲見芳和	同	岩井三丁目 六番一六号
同	同	同	堀野誠夫	同	門屋溝上 八九番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地区	平成	理事	末次功	岐阜市若福町	二二番二四号
中濃用水	三〇・三・二五	同	毛利成男	太平町二丁目	七番地
岐阜土地改良区	三〇・三・二五	同	渡邊智和	長良三丁目	四〇番地
同	同	同	林七郎	三田洞	四一番地一
同	同	同	栗原修司	栗野東二丁目	一四一番地
同	同	同	宇留野和重	栗野西七丁目	二二五番地
同	同	同	内藤信義	城田寺	二六一一番地
同	同	同	神谷忍	上土居三丁目	七番五号
同	同	同	川島隆	打越	六五四番地
同	同	同	市橋佐敏	同	八九七番地
同	同	同	川島正治	正木三三四九番地・二三五〇番地	一三三番地
同	同	同	神山逸雄	正木南二丁目	一一番二三号
同	同	同	高瀬幸泰	長良福光	二〇一九番地
同	同	同	川嶋一二三	下土居三丁目	五番八号

同	同	同	川島正治	同	正木三三四九番地・二三五〇番地
同	同	同	山田敏雄	同	正木南二丁目 一二番五号
同	同	同	川嶋起代志	同	下土居三丁目 五番一九号
同	同	同	高瀬幸泰	同	長良福光 二〇一九番地
同	同	同	榎橋敬雄	同	鷲山 三九七番地
同	同	同	小森康次	同	栗野西五丁目 七七七番地
同	同	同	神谷保行	同	長良福光 二四〇〇番地
同	同	同	神谷正敏	同	上土居二丁目 一一番四号
同	同	同	加藤清秀	同	正木 一三三八番地

監事 辻 敏朗 同 八代二丁目 二二番三号
 同 平野 雅己 同 鷺山 二〇八番地二

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日任 役名 氏 名 住 所
 岐阜市次木 平成 三〇・三・三三 理事 日比野 幸雄 岐阜市次木
 同 同 同 児島 一孝 同
 同 同 同 青木 茂雄 岐阜市日置江
 同 同 同 日比野 正次 同 次木
 同 同 同 堀 玄 同
 同 同 同 堀 勲 岐阜市高河原
 同 同 同 堀 江 良弘 同 西鶯四丁目
 同 同 同 堀 和 田 勝利 同 高河原
 同 同 同 松野 光子 同 次木

就任した役員

土地改良区名 年月日任 役名 氏 名 住 所
 岐阜市次木 平成 三〇・四・一 理事 江崎 俊浩 岐阜市次木
 同 同 同 日比野 洋志 同
 同 同 同 日比野 宗男 同

同 早瀬 富士夫 同 六三八番地
 同 和田 好光 岐阜市須賀三丁目 二五番九号
 同 山田 明 同 日置江 一九九番地二
 同 堀 悟 同 西鶯四丁目 一一八番地
 同 堀 日比野 千秋 同 次木 六八五番地
 同 堀 勲 同 高河原 一七六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日任 役名 氏 名 住 所
 中濃用水 平成 三〇・四・二三 理事 深尾 隆昌 岐阜市太郎丸北郷 二六九番地
 土地改良区連合 同 同 同 川島 正治 同 正木一三四九番地・一三五〇番地
 同 同 同 村井 錦夫 関市公見 七三三番地
 同 同 同 杉山 秋夫 山県市高富 一〇二二番地一
 同 同 同 今井 武夫 関市千足 三二番地
 同 同 同 毛利 成男 岐阜市太平町二丁目 七番地
 同 同 同 清水 健吉 同 向加野二丁目 一七番三二号
 同 同 同 後藤 上 同 茂地 一四八番地一
 同 同 同 太田 滋 同 三輪 七九一番地
 同 同 同 大野 進 同 福富 六四八番地

就任した役員

土改 良地 区連 合	中濃 用水 改良 区連 合	平成 30・ 4・ 14	年月日	就任	役員	氏名	住所	所
					理事	深尾 隆昌	岐阜市太郎丸北郷	二六九番地
					理事	川島 正治	同 正木二三四九番地・三五〇番地	七三三番地
					理事	村井 錦夫	関市広見	七三三番地
					理事	杉山 正樹	山県市高富	六三五番地
					理事	大野 進	岐阜市福富	六四八番地
					理事	清水 健吉	同 向加野二丁目	一七番三二号
					理事	太田 滋	同 三輪	七九一番地
					理事	後藤 上	同 茂地	一四八番地一
					理事	伊藤 勝敏	関市植野	二六三番地一
					理事	川島 隆	岐阜市打越	六五四番地
					理事	葉原 修隆	同 粟野東二丁目	一四一番地
					理事	末次 功	同 若福町	二二番二四号
					理事	中村 睦明	関市千足	五九番地
					理事	松田 孝弘	岐阜市中屋東	三七番地一
					理事	土田 繁男	同 山県北野	一三一九番地一
					理事	杉山 晃	山県市高富	六〇二番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 製造物品の名称及び予定数量 別表のとおり
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成30年3月9日
- 落札者を決定した日 平成30年4月20日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜市茜部中廻三丁目33番地1
ワルキ繊維株式会社
代表取締役 辻 博
- 落札単価 別表のとおり
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

製造物品の名称	予定数量	落札単価
1 男性警察用冬服上衣	920着	21,265.2
2 男性警察用冬ズボン（マジヤスター式）	1,250着	12,312.0
3 男性警察用防寒活動服	800着	21,330.0

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

四(十号) 第十一卷の取扱い及びその旨は岐阜県警備部のごとくおこなわれます。
 平成三十一年六月一日

岐阜県警備部 田 田 謙

- 1 製造物品の名称及び予定数量 別表のとおり
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年3月9日
- 4 落札者を決定した日 平成30年4月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 大垣市日の出町一丁目5番地

株式会社日の丸繊維
 代表取締役 国枝 弘彦

- 6 落札単価 別表のとおり
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

製造物品の名称		予定数量	落札単価
1	男性警察官用合服上衣	930着	20,574.0
2	男性警察官用合ズボン (アジャスター式)	1,260着	11,988.0
3	男性警察官用合活動服	780着	20,520.0

岐阜県警備部のごとく

岐阜県警備部の物品購入又は特定役職の職務手続の特許を定める規程(平成二十五年岐阜県警備部規程四(十号)第十一卷の取扱い及びその旨は岐阜県警備部のごとくおこなわれます。
 平成三十一年六月一日

岐阜県警備部 田 田 謙

- 1 製造物品の名称及び予定数量 別表のとおり
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年3月9日
- 4 落札者を決定した日 平成30年4月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 別表のとおり
- 6 落札単価 別表のとおり
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

別表

製造物品の名称	予定数量	落札単価	落札者の住所及び氏名
1 男性警察官用夏服上衣 (長袖)	590着	8,834.4	岐阜市昔部中島三丁目33番地1 エルキ繊維株式会社 代表取締役 辻 博
2 男性警察官用夏服上衣 (半袖)	1,570着	8,629.2	岐阜市長住町五丁目7番地 亀山株式会社 代表取締役 亀山 幸雄
3 男性警察官用夏ズボン (アジャスター式)	1,860着	9,504.0	岐阜市正木町一丁目1番1号 カワボウ株式会社 代表取締役 川島 政樹
4 女性警察官用夏服上衣 (長袖)	150着	8,964.0	岐阜市長住町五丁目7番地 亀山株式会社 代表取締役 亀山 幸雄
5 女性警察官用夏服上衣 (半袖)	130着	8,640.0	岐阜市長住町五丁目7番地 亀山株式会社 代表取締役 亀山 幸雄
6 男性警察官用合ワイスシャツ	2,640着	7,959.6	大垣市鶴見町上渡瀬641番地の2 株式会社ヤナゲン 外商部 部長 伊佐治 謙吾
7 女性警察官用合ワイスシャツ	340着	8,121.6	大垣市鶴見町上渡瀬641番地の2 株式会社ヤナゲン 外商部

18	警察官特殊被服 (略帽付)	190着	10,584.0	代表取締役 辻 博	岐阜市西部中島三丁目33番地1 エールギ織維株式会社
17	女性警察官用雨衣 (種) (ケニカルリサイクル仕様)	70着	19,602.0	代表取締役 臼井 潔	岐阜市金園町三丁目25番地 株式会社ウエイ消防
16	男性警察官用雨衣 (種) (ケニカルリサイクル仕様)	790着	19,386.0	代表取締役 臼井 潔	岐阜市金園町三丁目25番地 株式会社ウエイ消防
15	女性警察官用防寒服 (種) (ケニカルリサイクル仕様)	70着	19,818.0	代表取締役 臼井 潔	岐阜市金園町三丁目25番地 株式会社ウエイ消防
14	男性警察官用防寒服 (種) (ケニカルリサイクル仕様)	320着	19,656.0	代表取締役 臼井 潔	岐阜市金園町三丁目25番地 株式会社ウエイ消防
13	女性警察官用防寒服 (種) (ケニカルリサイクル仕様)	20着	20,466.0	代表取締役 臼井 潔	岐阜市金園町三丁目25番地 株式会社ウエイ消防
12	男性警察官用防寒服 (種) (ケニカルリサイクル仕様)	120着	20,304.0	代表取締役 臼井 潔	岐阜市金園町三丁目25番地 株式会社ウエイ消防
11	女性警察官用合ネウタイ	60本	1,220.4	代表取締役 柳原 健悟	岐阜市西部中島二丁目64番地2 ミドリ安全岐阜株式会社
10	男性警察官用合ネウタイ	290本	1,220.4	代表取締役 柳原 健悟	岐阜市西部中島二丁目64番地2 ミドリ安全岐阜株式会社
9	女性警察官用冬ネウタイ	80本	1,220.4	代表取締役 柳原 健悟	岐阜市西部中島二丁目64番地2 ミドリ安全岐阜株式会社
8	男性警察官用冬ネウタイ	270本	1,220.4	代表取締役 柳原 健悟	岐阜市西部中島二丁目64番地2 ミドリ安全岐阜株式会社

部長 伊佐治 謙吾

19	夏期用防災出勤服 (略帽付)	190着	15,930.0	代表取締役 辻 博	岐阜市西部中島三丁目33番地1 エールギ織維株式会社
----	----------------	------	----------	-----------	-------------------------------

交通誘導警備業務に係る一級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成三十年六月一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 謙 伸

- 一 検定に係る警備業務の種類及び級別
 - 規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」という。）に係る一級検定
- 二 検定の実施日時及び場所
 - 1 学社試験
 - (一) 実施日時

平成三十年八月三十一日（金）午前十時から正午まで（受付時間は、午前九時三十分から午前九時五十分までとする。）
 - (二) 実施場所

岐阜市釜田田圃二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において検定を行う。）
 - 2 実技試験
 - (一) 実施日時

平成三十年九月十一日（火）午前九時から午後五時まで
- 三 実施場所

瑞穂市十九条四二三番地一 瑞穂市牛牧北部防災センター

代表取締役

二〇人
四 受検資格

岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

1 受検の申請を行う日において、交通誘導警備業務に係る二級検定に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

五 検定内容

2 岐阜県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになつた場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

- (一) 警備業務に関する基本的な事項
- (二) 法令に関すること。
- (三) 車両等の誘導に関すること。
- (四) 交通誘導業務の管理に関すること。
- (五) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

- (一) 車両等の誘導に関すること。
- (二) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (三) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

平成三十年八月六日（月）から同年八月十七日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

2 申請先

住所地（岐阜県内の住所に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別記様式第一号）

添付書類

- (一) 住所地を疎明する書面（当該住所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）
- (二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）
- (三) 四の1に該当する者は、合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であることを証明する警備業者等が作成した警備業務従事証明書
- (四) 四の2に該当する者は、岐阜県公安委員会から交付を受けた一級検定受検資格認定書の写し

写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

4 受検手数料

一四、 円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については、返還しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）、身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（五八）二七一 二四二四 内線三二六

交通誘導警備業務に係る二級検定の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）（第七条の規定により公示する。）

平成三十年六月一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 検定に係る警備業務の種別及び級

規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」という。）に係る二級検定

二 検定の実施日時及び場所

1 学科試験

(一) 実施日時

平成三十年八月三十一日（金）午後二時から午後四時まで（受付時間は、午後一時三十分から午後一時五十分までとする。）

(二) 実施場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部（二階玄関において受付を行う。）

2 実技試験

(一) 実施日時

平成三十年九月十二日（水）午前九時から午後五時まで
なお、受検者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

(二) 実施場所

瑞穂市十九条四一三番地一 瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

三 受検定員

二〇人

四 受検資格

岐阜県内に住所を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

五 検定内容

学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受検者については、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その時点で試験を中止する。

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 車両等の誘導に関すること。

(四) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 車両等の誘導に関すること。

(二) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定の申請方法

1 受付期間

平成三十年八月六日（月）から同年八月十七日（金）までの午前九時から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切る。

2 申請先

住所地（岐阜県内の住所に限る。）を管轄する警察署又は所属する営業所（岐阜県内に所在する営業所に限る。）の所在地を管轄する警察署の生活安全課

3 申請時の提出書類

検定申請書（規則別記様式第一号）

添付書類

(一) 住所を疎明する書面（当該住所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）

(二) 岐阜県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（当該営業所を管轄する警察署に申請する場合に限る。）

写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

一通

(一)~(二)

のうちの該当するもの

一通

二枚

○センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

4 受検手数料

一四、 円（岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、納入された受検手数料については返還しない。）

七 受検日の服装及び持ち物

1 学科試験

受検票（申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。）
身分証明書（運転免許証等の顔写真が貼付されたもの）及び筆記用具

2 実技試験

受検票、身分証明書、筆記用具、体育館シューズ及び警笛
なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全総務課営業係 電話（五八）二七一 二四二四 内線三二六

正 誤

（原稿誤り）

平成二十九年十二月十二日第二千九百五号 道路の区域変更（岐阜県告示第五百五十

一号）七二三頁下段の表中

二五七・七	二五七・七
-------	-------

は、

二二七・七	二二七・七
-------	-------

の誤り。

平成三十年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社